

第1条(適用範囲)

本規約はハイパーフィット24として運営するトレーニングジム(以下[当ジム]という)及びそれに派生する運営業務に関し適用されるものとします。

第2条(適用範囲)

ハイパーフィット24は全て独立・自営のトレーニングジムであり、当ジムは、株式会社サンミュージック(以下[当社]という)が独立して経営するトレーニングジムです。当ジムの会員は、当ジムの運営主体が当社であることを了解した上で、当ジムを利用するものとします。

第3条(適用範囲)

1. 当ジムは会員制とします。
2. 当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込書、誓約書等を提出しなくてはなりません。

第4条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する方は当ジムの会員になることは出来ません。

- 本規約及び当ジムの規約を遵守出来ない者
- 本申込を行なうものが、当社の指定する身分証を提示し確認出来ない者
- 刺青、タトゥーをしている者
- 暴力団又は反勢力関係者と当社が判断した者
- 医師等により運動が制限されている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している者
- その他当社が会員としてふさわしくないと判断した者
- 当系列ジムにて除名歴のある者、会費の滞納がある者
- 過去に他のスポーツクラブにおいて除名又は規約退会になったことのある者
- 施設を一人で利用できない者
- 日本語を理解できない者
- 16歳未満の者
- 妊娠中の者

第5条(未成年者の入会手続き)

未成年者が入会を希望する場合は、当ジムが定める所定の書類に本人とその親権者等である法定代理人(以下「法定代理人」という。)が連署の上、申込手続きをとならなければなりません。この場合、法定代理人は自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、危険負担と免責につき同意をしたものとします。

第6条(会員証及び、生体認証システム)

1. 会員は、当社と入会契約を締結することにより、入会が認められ、当ジムの設備を利用する権利が与えられます。
2. 当ジムは会員に対し会員証を発行し、生体認証システムにて生体登録をします。
3. 会員が当ジム施設に入る際には、生体認証システムにて生体認証するものとし、生体認証せずにジム内に立ち入ることはできません。
4. 会員証は本人のみ有効です。また生体認証システムにて入室時、非会員を入室させる等、不正行為をした場合は除名処分とします。
5. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに当社にその旨を届け出て下さい。又、生体認証システムにて生体認証しない等のトラブルが発生した場合も速やかに当社に届け出て下さい。

第7条(諸規定の遵守)

1. 会員は本規約及び施設内規約その他当社が決める規則を全て遵守しなければなりません。
2. 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、習慣上のルールに従うものとします。また当ジムの指示に従わなければいけません。
3. 会員は、施設を利用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動も行なってはいけません。
4. 会員は、施設の利用時、当ジムの定めるアピアランス(みだしなみ)を遵守します。一般的に運動に適さない服装(ジーンズ、スーツ等)、裸足やクロックス、ゴム草履等での施設利用は禁止します。
5. 会員は、ジム施設内で大声・奇声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他の会員、スタッフに対しての暴力、嫌がらせ等の迷惑行為を禁止します。

6. 当施設への違法薬物、脱法ハーブ、シンナー等の持ち込みを禁止します。

第8条(入場禁止及び退場)

- 本規約及び当ジムの規約を遵守出来ない者
- 医師等により運動が制限されている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している者
- 大声・奇声を発したり、不適切な言動により他の人間に迷惑を掛ける者
- 飲酒等により正常の施設利用が出来ないと認められた者
- 18歳未満の者で利用時間が22:00を超える者
- その他当社が会員としてふさわしくないと判断した者

第9条(会員外利用者)

当ジムは、特に必要と認めた場合、会員以外の方(以下[会員外利用者]という)に当ジムの立ち入り、見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。

第10条(休会及び復帰)

1. 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で当ジムを一ヶ月以上利用できないと当ジムが認めた場合、事前に所定の書面にて手続きを行なった上で、月単位で当ジムを休会することが出来ます。
2. 休会する会員は、別に定める休会料を支払うものとします。
3. 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当ジムに復帰扱いになります。その場合、復帰月から会費を支払うものとします。

第11条(退会)

1. 会員が自己都合により当ジムを退会する場合は、当ジムが別に定めた期日までに当ジム所定の書面により手続きを完了しなくてはなりません。(電話での申し出はお受けできません。)
2. 会費その他利用料(以下[会費等]といいます)が未納の場合は、第一項の退会届の提出までに完納しなくてはなりません。
3. 会費等は、退会が月の途中でであっても、これを全額支払わなくてはなりません。
4. 会員は自己都合により会費等を2ヶ月間滞納した場合は規約退会とし、会員登録を抹消します。また、滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。
5. 会員がその資格を喪失したときには、直ちに会員証を当社に返却しなくてはなりません。

第12条(移籍)

1. 特別な事由で当ジムより、同系列のハイパーフィット24に移籍することを当ジムが特別に認めた場合、事前に所定の手続きを行なった上で移籍できるものとします。
2. 移籍時の料金は、移籍先のジムに別途料金が掛かります。

第13条(諸手続き)

1. 会員が会員申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 当社より会員に通知する場合は、会員から届出のあった最新住所宛に行なうものとし、変更手続きを行っていない為に生じた、通知未達等の責を負いません。また、この場合、当ジムからの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議はないものとします。
3. 会員はオプション・サービスに関する変更・解約等の手続きを別途定める所定の方法で完了しなければなりません。
4. 当ジムは、本人確認やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認のため、入会手続きの際に撮影した顔写真の更新が必要と判断した場合、会員の顔写真を撮影できるものとします。

第14条(会員資格の停止及び除名)

1. 当ジムは、会員が次の各項に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、又は当該会員を当ジムから除名することが出来ます。
 - ① 第4条の入会資格に該当する事となった場合
 - ② 第7条第一項に違反したとき

- ③ 会員・当ジム従業員に対する迷惑行為、当ジム内における宗教活動、営業活動、その他当ジムの目的に反する行為により、当ジムの秩序を乱し、又は当ジムの名誉、品位を著しく傷つけたとき
 - ④ 許可なく当ジムにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすることや、営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動を行ったとき
 - ⑤ 他の会員や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為を行ったとき
 - ⑥ 入会に際して当社に虚偽の申告をした、又は第4条に違反していることを故意に申告しなかったと判断したとき
 - ⑦ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為や他の会員や従業員を待ち伏せたり尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為を行ったとき
 - ⑧ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為を行ったとき
 - ⑨ 規約その他当社の定めた諸規則や利用方法に違反したとき
 - ⑩ 会費、その他の債務を滞納し、当社からの催告に応じないとき
 - ⑪ 当ジムの施設、什器を故意又は過失により破損したとき
 - ⑫ その他、会員としてふさわしくない言動があったと当社が認めるとき
2. 前項による会員資格停止中の会員又は当ジムから除名された会員は、当系列ジムの施設を利用することはできません。なお、会員は、会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
 3. 第一項による会員資格停止中の会員又は当ジムから除名された会員に対しては当社は会員資格停止期間又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既納分を返還することはいたしません。

第15条(資格喪失)

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- ・退会
- ・死亡または法人の解散
- ・除名
- ・当社の運営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき

第16条(会員資格の譲渡禁止等)

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第17条(会費、手数料及び利用料)

1. 入会金及び事務手数料は、当ジムが別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければならない。入会金及び事務手数料は理由の如何を問わず返金しません。
2. 会費及びオプションサービス料(以下[諸会費]という)は、当ジムが別に定める金額を、当社所定の方法で支払うものとし、既納の諸会費は、理由の如何に問わずこれを返金しません。
3. 会員には、実際の施設利用の有無や回数に関わらず、本会員契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月またはオプションサービス解約月までは会費又は諸会費等を支払わなければならない。

第18条(会費、手数料及び利用料の改定)

1. 当ジムは、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行なうことができます。
2. 前項の改定を行なう場合、当社は一ヶ月前までに、店頭にて会員に告知するものとします。

第19条(営業日および営業時間)

当ジムの営業日及び営業時間については、別に定めます。

第20条(施設の利用制限)

当社は、当ジムの管理もしくはその他当社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、一週間前までにその旨を告知します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払い義務が削減され、又停止されることはありません。

第21条(休業)

当社は次の理由により当ジムの施設の全部または一部を休業することがあります。

- ・ 気象・災害、疫病等により会員にその災害や危害が及ぶと当社が判断し、営業が困難と認めるとき
- ・ 施設の点検、補修または改修をするとき
- ・ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- ・ その他当社が休業を必要と認めるとき

第22条(施設の閉鎖・変更)

当社は次の理由により当ジムの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- ・ 気象・災害、疫病等により会員にその災害や危害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めるとき
- ・ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当社経営上止むを得ざる事由が発生したとき

第23条(賠償責任)

1. 当ジム内(敷地内含む)で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当社及び本部は一切の責任を負わないものとします。会員は自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならないものとします。但し、当ジムに故意又は重大な過失があった場合はその限りではありません。
2. 会員は、紹介または同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴した者と連携して損害賠償を負わなければならないとします。また、会員が18歳未満の場合、法定代理人は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担していただきます。
3. 忘れ物については、当ジムの定める保管期間経過後は、当ジムの定める手続きで処分することができるものとします。その際に当ジム及び会社は一切の損害賠償の責任を負いません。会員以外の施設利用者も同様とします。

第24条(管轄合意)

本規約に定めのない事項及び本規約に関連する裁判上の紛争が生じた場合は、運営会社の本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条(個人情報保護)

当社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報ははじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言致します。プライバシーポリシーは、当社ホームページに掲載致します。

第26条(解散)

1. 当社は止むを得ざる事情による場合は、3ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。
2. 解散の事由が天災、地震、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することが出来ます。
3. 当ジムの解散の場合、当社は会員に対し、特別の保障は行ないません。

第27条(通知予告)

本規約および当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所に掲示する方法にて行ないます。

第28条(本規約その他の諸規則の改定)

当社は、本規約、細則、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は全ての会員に適用されます。

第29条(適用法)

この会員規約に関する基準法は日本法とします。

附則本規約は2020年7月1日より発行します。

以下の場合、規約退会となり会員登録を抹消させていただきます。

- 当規約、店舗で定めるルール・マナー、諸規定をお守りいただけない場合
- スタッフの注意に従っていただけない場合
- 月会費が2ヶ月間連続で未払いとなった場合